

平成 22 年 4 月 1 日

環 境 政 策 局

担当：循環型社会推進部

まち美化推進課

電 話 213 - 4960

ごみ収集福祉サービスのお知らせ

京都市では、ごみ出しが困難な方もごみ出しが円滑にできるよう、高齢者や障害のある方などの生活支援の一つとして、ご自宅の玄関先までごみの回収に伺う「ごみ収集福祉サービス」を市内全域で実施しております。

1 サービスの内容

- (1) 家庭ごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類の4種類全てを収集の対象とします。
- (2) 玄関先まで収集に伺います。(屋内には立ち入りません。集合住宅も可能です。)
- (3) 原則として、4種類全てを同時に週1回収集します。
- (4) ごみの排出がない場合、登録された連絡先等に連絡するなどの安否確認を行います。また、希望される方には、安否確認の際に玄関ベルやインターホンを利用した声かけを行います。

2 対象者

次の全ての項目に該当され、本人、親族または近隣者が所定の場所にごみを持ち出すことが困難な世帯を対象とします。

- (1) 京都市内に居住する世帯であること。
- (2) 介護保険サービスまたは障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること。
- (3) 65歳以上の方、身体に障害がある方、または同様の方のみで同居されている世帯であること。

3 申請から収集まで

申し込み

「ごみ収集福祉サービス申請書」に、同居者の状況や声かけの必要の有無など必要事項を記載していただきます。

申請書は、要介護者・要支援者へ派遣されているホームヘルパーの所属する事業所にあります。



申込書の提出

ホームヘルパーは、本人または代理人に聞き取り調査等を行い、排出場所等を具体的に記載したうえで、申請書の確認者欄に署名し、ホームヘルパーの所属する事業者を通じて担当のエコまちステーションまたはまち美化事務所に提出します。



現地訪問調査

職員が、申請内容やごみの収集状況等について、お話を伺います。



ごみ収集福祉サービスの利用について、文書でお知らせします。

利用できるとき

日程を決めて戸別に訪問し、収集します。

利用できないとき

通常の収集となります。

4 ごみ出し時の注意点

- (1) 有料指定袋の使用、分別をお願いします。(※小型金属類については、中身の見える袋であれば、指定袋でなくても構いません。)
- (2) 前夜からごみを出される場合は、ごみをペール容器に入れておくか、バケツを被せておくなど、周辺の環境に配慮した措置をしていただきます。
- (3) 入院や旅行等で長期にわたりご不在の場合は、事前に「ごみ収集福祉サービス中止・中断届」を記入し、提出してください。